

マネージメント・レター 236

『 21年度税制改正要綱 』

世界的な金融危機による経済状況の悪化、国内景気の下降・長期化、雇用問題、格差社会の拡大など今直面する経済状況に対処すべく、21年度税制改正要綱が1月23日に閣議決定され財務省より発表されました。主要なものの概要だけご紹介したいと思います。

- 1、住宅投資の活性化を地域経済の起爆剤とする為の住宅ローン減税
 - ・住宅ローンにて居住用家屋を取得する場合にローンの残高に最大1%まで、10年にわたり所得税を控除することができます。また所得から控除されない分は個人住民税から控除できます。
- 2、長期保有の土地譲渡益の一部が非課税
 - ・土地の活性化を高め、不動産取引を活性化させる狙いがあります。H21・22年に取得した土地等で所有期間が5年超の場合に限り譲渡益から最大1000万円が控除されます。(法人も個人も適用されます)
- 3、中小企業軽減税率の時限的引き下げと欠損金の繰戻還付
 - ・中小企業の法人税の税率が年800万まで22%だったのが18%に低減されます。実際には法人には法人住民税・法人事業税も課税されます。実効税率は現行30%ですが27%程度と推測されます。
 - ・前年黒字企業が翌年赤字に転落してしまった場合昨年課税された法人税の一部を還付するもので、設立後5年以内の中小企業に限り適用されていましたが、今改正にて全ての中小企業に適用が拡大されます。
- 4、自動車の買換・購入需要促進の為の減税措置
 - ・ハイブリッド車輦等の重量税・取得税の減免、軽減がなされます。車種によっては100%の免税など車輦入替予定の企業や事業主、また個人も大きな減税となりましょう。

 今月のひとくちメモ 

風邪の予防には「緑茶」によるうがい効果的であるといわれています。「緑茶」に含まれるカテキンの殺菌・抗菌作用からそのように言われておりますが、お茶の生産で有名な静岡では小学校で緑茶によるうがいを取り入れてから、インフルエンザ等による学級閉鎖が激減したとのこと。年度末は繁忙期、花粉症など...なにかと心身ともに疲労が蓄積されやすい季節です。まずは、気軽にできる予防対策からはじめてみませんか？